

内閣府

(総括図)

(15,910)※防災庁設置までは16,130人

(内部部局)(1,099)※防災庁設置までは1,319人

内閣府

内閣総理大臣 ※

内閣官房長官 ※

内閣官房副長官 (3人)※

特命担当大臣 ※

(内閣府設置法上、必要とされているものは防災、沖縄及び北方対策、金融、消費者及び食品安全、少子化対策。)(防災担当大臣については、防災庁に移管予定)

副大臣 (3人)※

(デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を含まない。)

大臣政務官 (3人)※

(デジタル庁又は他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を含まない。)

大臣補佐官 (6人以内)※

事務次官

内閣府審議官 (2人)

防災監

(防災庁に移管予定)

(外局及び宮内庁)

(13,373)

(重要政策に関する会議)

経済財政諮問会議

総合科学技術・イノベーション会議

国家戦略特別区域諮問会議

中央防災会議

男女共同参画会議

(防災庁に移管予定)

(審議会等)
(139)

宇宙政策委員会

民間資金等活用事業推進委員会

日本医療研究開発機構審議会

食品安全委員会

土地等利用状況審議会

休眠預金等活用審議会

公文書管理委員会

障害者政策委員会

原子力委員会

地方制度調査会

選挙制度審議会

衆議院議員選挙区画定審議会

国会等移転審議会

公益認定等委員会

再就職等監視委員会

退職手当審査会

新技術等効果評価委員会

日本学術会議評価委員会

消費者委員会

沖縄振興審議会

規制改革推進会議

税制調査会

(令和8年10月1日設置予定)

(令和14年3月31日まで置かれるものとする。)

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

(施設等機関)
(189)

経済社会総合研究所

迎賓館

(特別の機関)
(225)
※令和8年9月30日
までは275人

地方創生推進事務局

知的財産戦略推進事務局

科学技術・イノベーション推進事務局

健康・医療戦略推進事務局

宇宙開発戦略推進事務局

北方対策本部

総合海洋政策推進事務局

金融危機対応会議

民間資金等活用事業推進会議

孤独・孤立対策推進本部

高齢社会対策会議

中央交通安全対策会議

犯罪被害者等施策推進会議

消費者政策会議

国際平和協力本部

日本学術会議

官民人材交流センター

食品ロス削減推進会議

原子力立地会議

(令和8年9月30日に廃止)

(令和13年3月31日まで置かれるものとする。)

(地方支分部局)
(885)

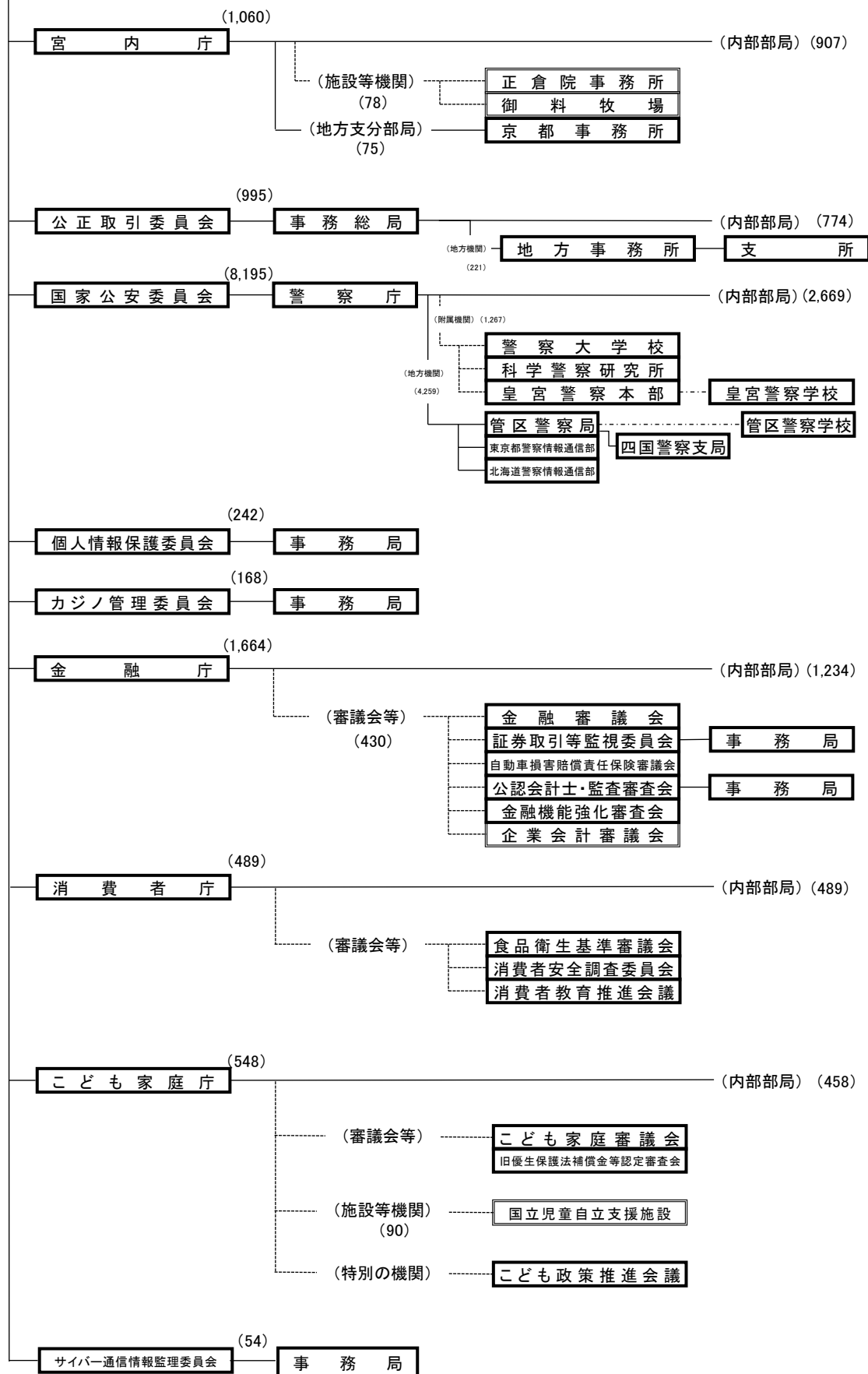
沖縄総合事務局

国有財産地方審議会

地方交通審議会

沖縄位置境界明確化審議会

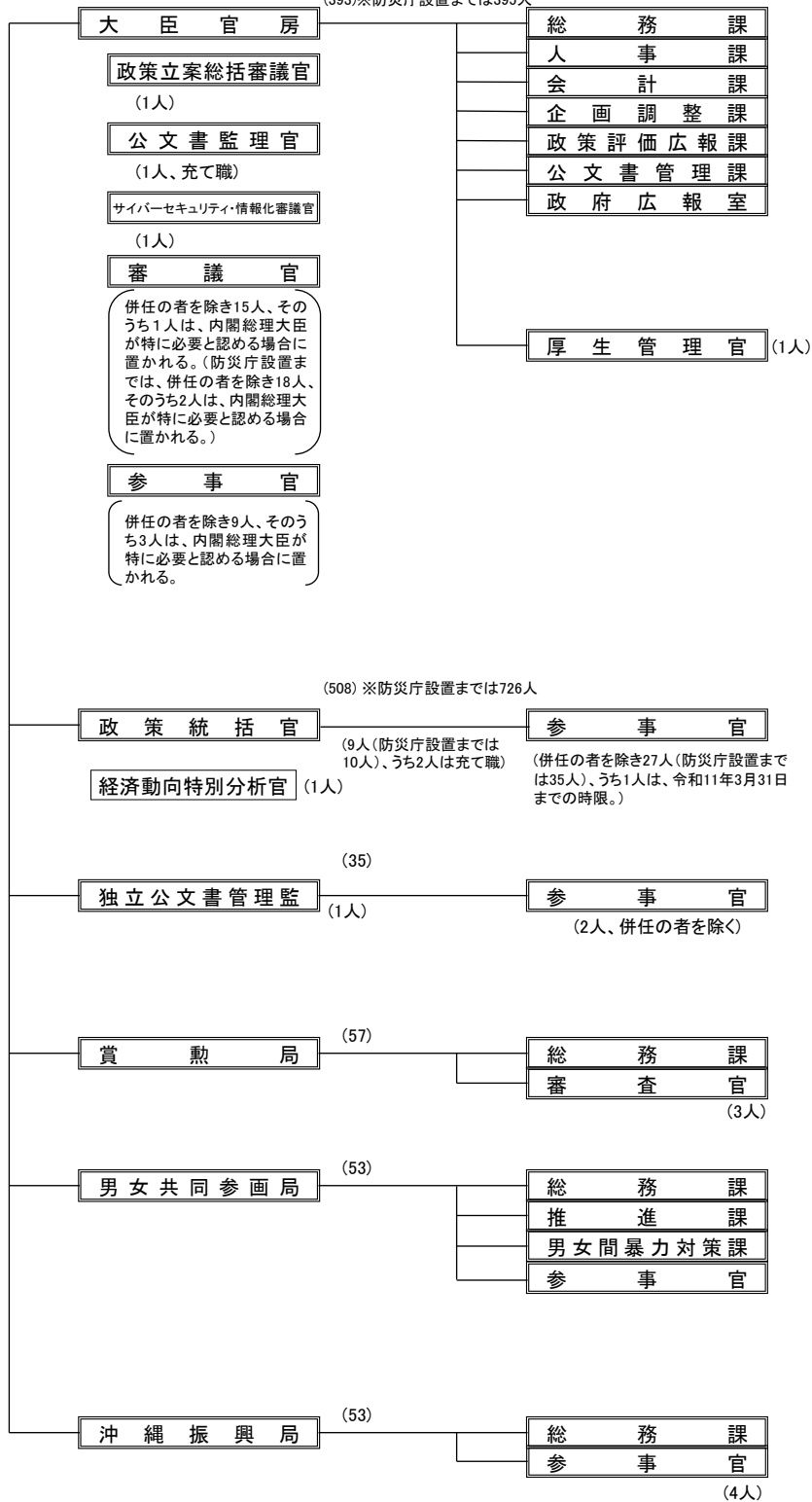
内閣府



内閣府本府 (2,537)※防災庁設置までは2,757人(宮内庁の定員を含まない。)

(内部部局) (1,099) ※防災庁設置までは1,319人

(393)※防災庁設置までは395人



(重要政策に関する会議)

経済財政諮問会議

議長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

議員 (次に掲げる者をもって充てる。①内閣官房長官、②経済財政担当大臣、③各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者、④法律で国務大臣がその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者、⑤③④のほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者、⑥関係機関(国の行政機関を除く。)の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者⑦経済又は財政に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者)

総合科学技術・イノベーション会議

議長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

議員 (次に掲げる者をもって充てる。①内閣官房長官、②科学技術政策担当大臣、③各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者、④法律で国務大臣がその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者、⑤③④のほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者、⑥科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者)

国家戦略特別区域諮問会議

議長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

議員 (次に掲げる者をもって充てる。①内閣官房長官、②国家戦略特別区域担当大臣、③①②のほか、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者、④経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者)

中央防災会議 (防災庁に移管予定)

会長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

委員 (次に掲げる者をもって充てる。①防災担当大臣、②防災担当大臣以外の国務大臣、③内閣危機管理監、④内閣府の防災監、⑤指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者)

男女共同参画会議

議長 (内閣官房長官をもって充てる。)

議員 (次に掲げる者をもって充てる。①内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者、②男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者)

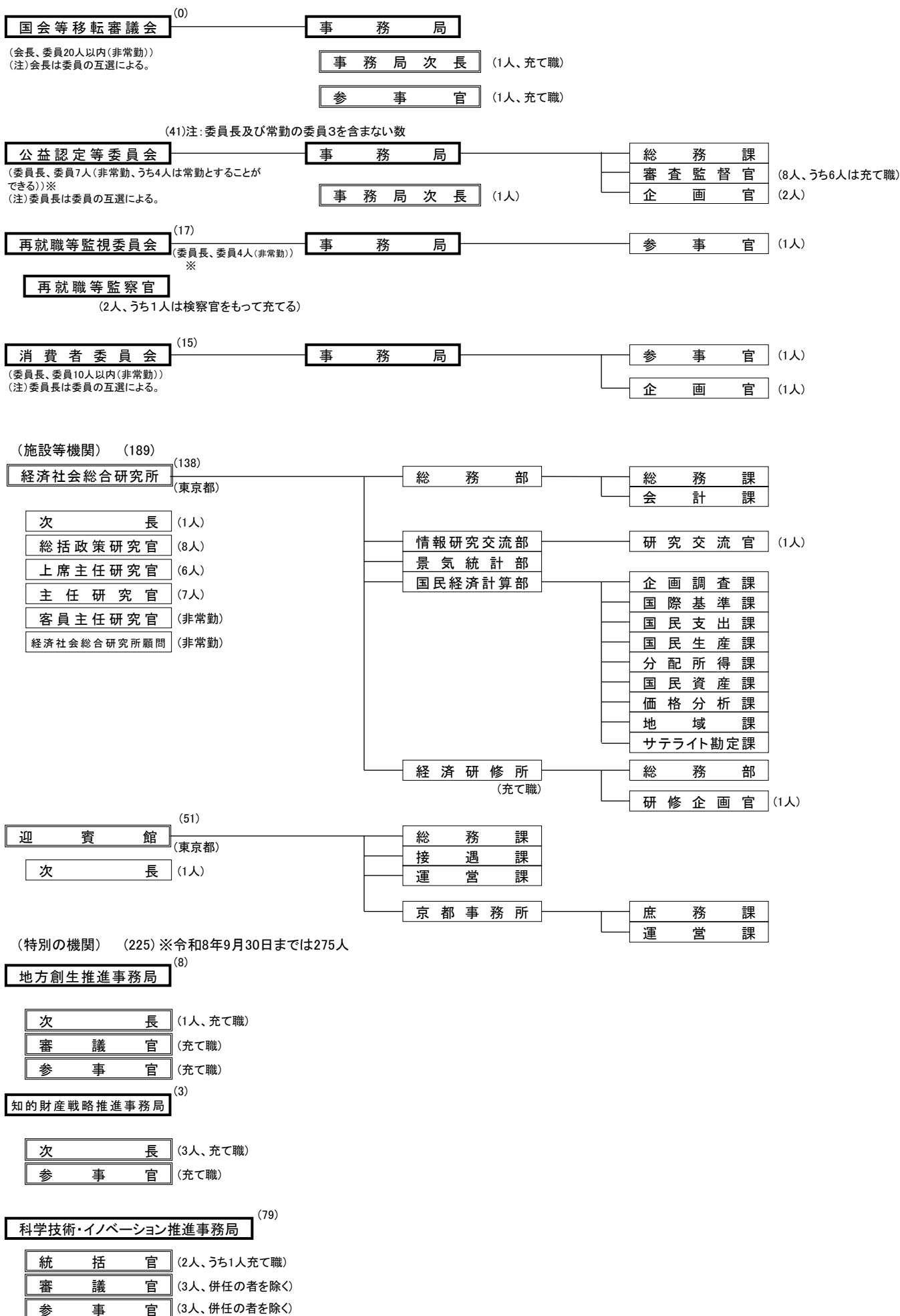
(審議会等) (139)

(66)注: 委員長及び常勤の委員4を含まない数

食品安全委員会
(委員長、委員7人(うち3人は非常勤))※
(注)委員長は委員の互選による。

事務局
事務局次長
(1人)

総務課
評価第一課
評価第二課
情報・勧告広報課



健康・医療戦略推進事務局 ⁽³⁾

次	長	(充て職)	
参	事	官	(充て職)

宇宙開発戦略推進事務局 ⁽⁶²⁾

審	議	官	(充て職)
参	事	官	(4人、併任の者を除く)

北方対策本部 ⁽¹³⁾

本	部	長	(特命担当大臣をもって充てる)	
副	本	部	長	(内閣総理大臣の指名する内閣府審議官をもって充てる)
審	議	官	(1人)	
参	事	官	(1人)	

総合海洋政策推進事務局 ⁽¹⁷⁾

次	長	(2人、充て職)	
参	事	官	(1人、併任の者を除く)

金融危機対応会議

議	長	(内閣総理大臣をもって充てる)
議	員	(次に掲げる者をもって充てる。①内閣官房長官、②内閣府設置法第11条の特命担当大臣、③金融庁長官、④財務大臣、⑤日本銀行総裁)

民間資金等活用事業推進会議

会	長	(内閣総理大臣をもって充てる)
委	員	(内閣総理大臣が指定する者をもって充てる)

孤独・孤立対策推進本部

本 部 長	(内閣総理大臣をもって充てる)
副 本 部 長	(次に掲げる者をもって充てる。①内閣官房長官、②孤独・孤立対策担当大臣)
本 部 員	(次に掲げる者をもって充てる。①総務大臣、②法務大臣、③文部科学大臣、④厚生労働大臣、⑤農林水産大臣、⑥国土交通大臣、⑦環境大臣、⑧①～⑦に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者)

高齢社会対策会議

会	長	(内閣総理大臣をもって充てる)
委	員	(内閣官房長官、関係行政機関の長、特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから内閣総理大臣が任命する)
幹	事	(関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する)

中央交通安全対策会議

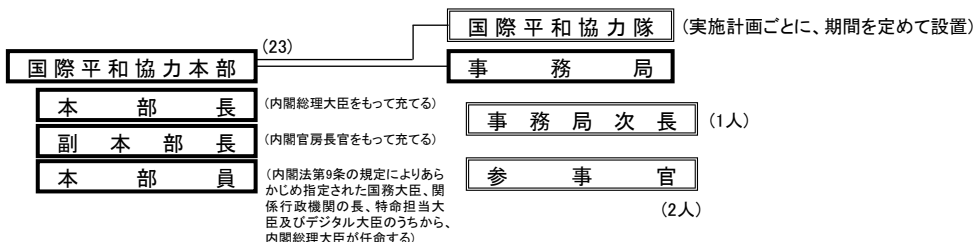
会	長	(内閣総理大臣をもって充てる)
委	員	(次に掲げる者をもって充てる。①内閣官房長官、②国家公安委員会委員長、③国土交通大臣、④指定行政機関の長、特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者)

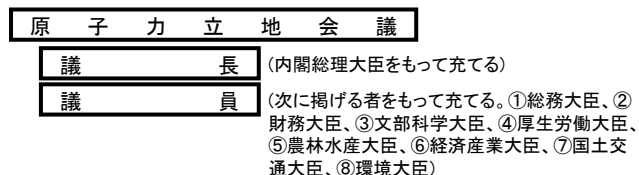
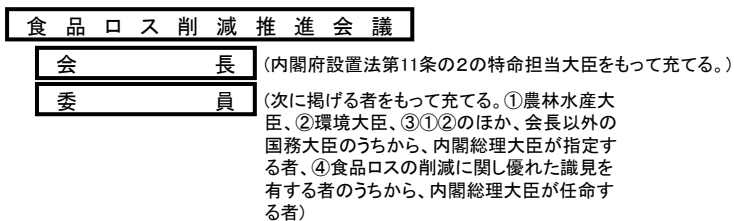
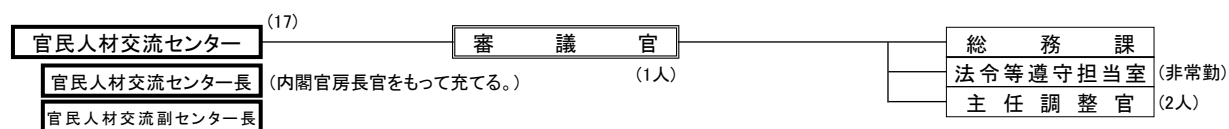
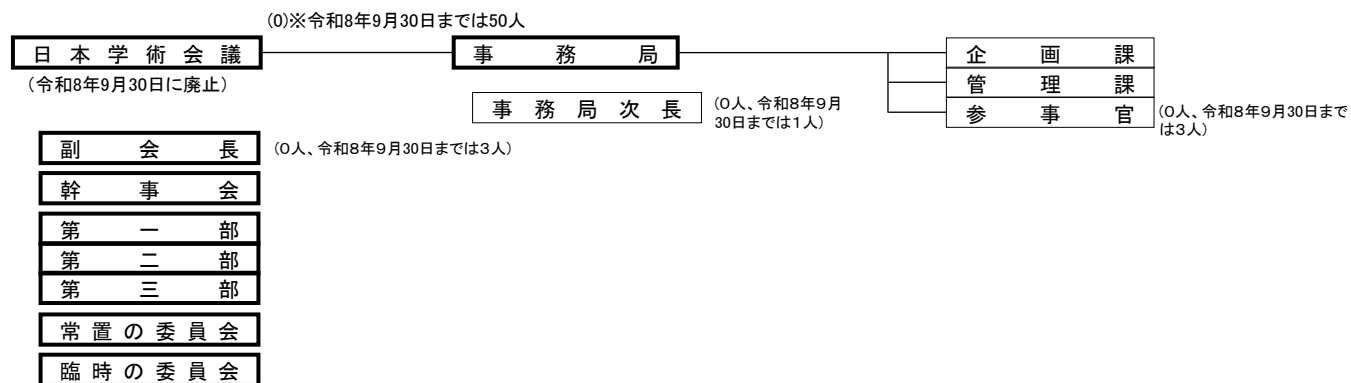
犯罪被害者等施策推進会議

会	長	(内閣総理大臣をもって充てる)
委	員	(次に掲げる者をもって充てる。①国家公安委員会委員長、②国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者、③犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者)

消費者政策会議

会	長	(内閣総理大臣をもって充てる)
委	員	(次に掲げる者をもって充てる。①特命担当大臣、②内閣官房長官、関係行政機関の長、特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者)
幹	事	(関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する)





(地方支分部局) (885)

沖縄総合事務局

(那覇市)

次

長

(2人)

(885)

総務部

総務調整官 (1人、充て職)

市町村施策支援推進官 (1人)

調査官 (1人)

監査官 (1人)

庁舎管理官 (1人)

安心・安全対策推進官 (1人)

総務課

人事課

会計課

企画調整課

防災・危機管理課

情報システム管理課

跡地利用対策課

公正取引課

財務部

総務調整官 (1人、充て職)

証券取引等監視官 (1人、充て職)

統括国有財産管理官 (1人)

証券検査官 (6人以内)

証券取引審査官 (1人)

証券取引特別調査官 (25人以内)

上席国有財産管理官 (2人以内)

国有財産管理官 (7人以内)

財務課

理財課

検査課

金融監督第一課

金融監督第二課

管財総括課

農林水産部

総務調整官 (1人)

首席企画指導官 (1人)

農政課

経営課

農村振興課

生産振興課

統計調査課

消費・安全課

食料産業課

林務水産課

経済産業部

経済産業危機管理対策官 (1人)

政策課

企画振興課

地域経済課

商務通商課

中小企業課

環境資源課

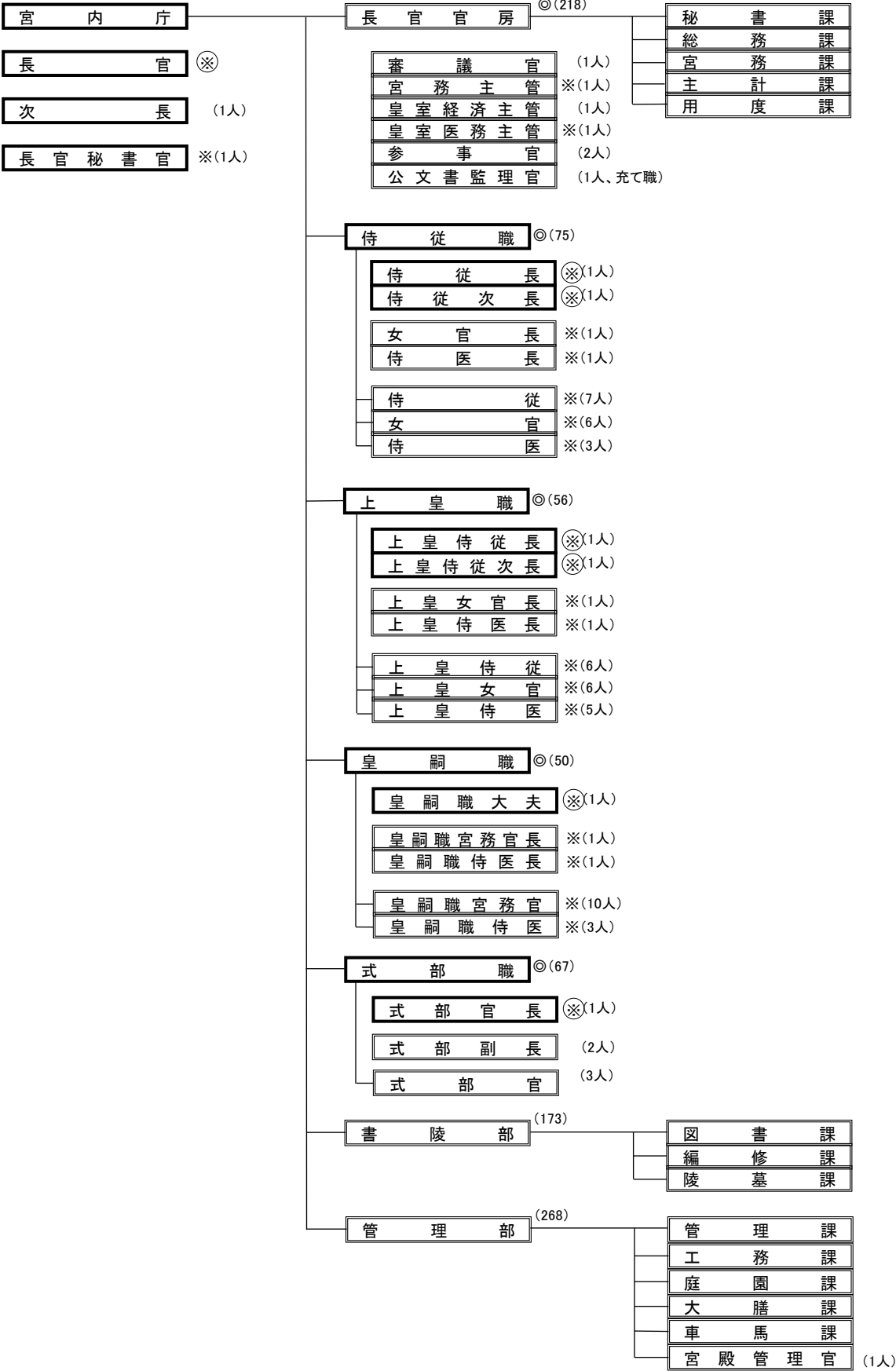
エネルギー・燃料課



宮内庁 (1060) (うち人事院規則上の特別職63人)

(内部部局) (907)

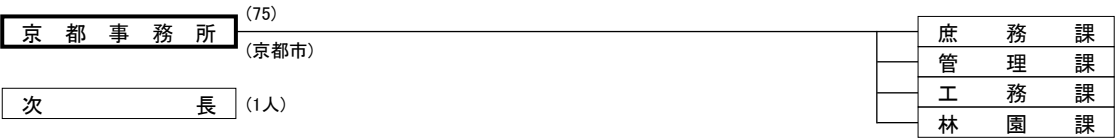
(注) ※印が付されている職は、国家公務員法上の特別職のうち、総定員法上の定員の総数の最高限度に含まれない職



(施設等機関) (78)



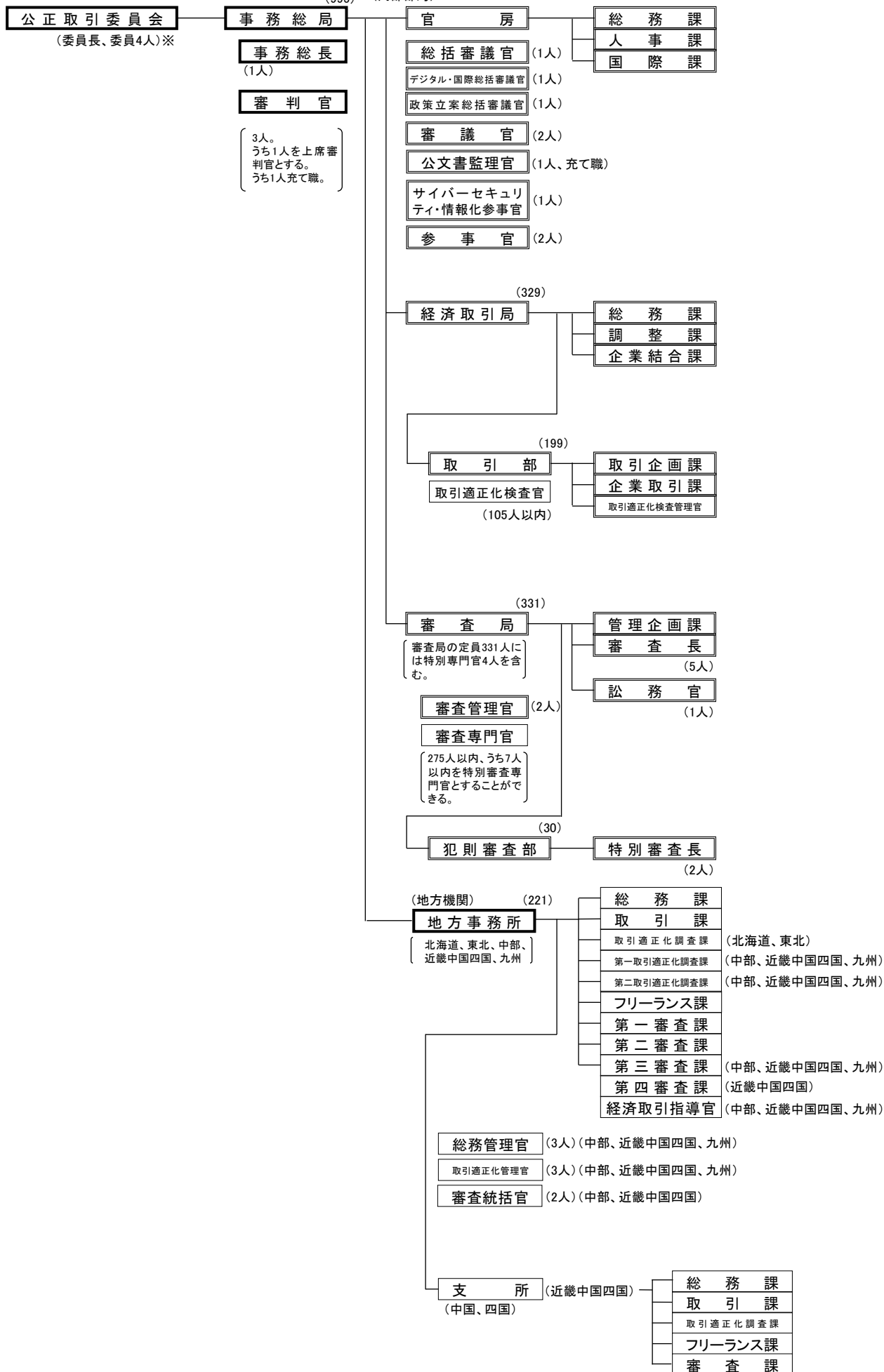
(地方支分部局) (75)



(外局) (12,313)

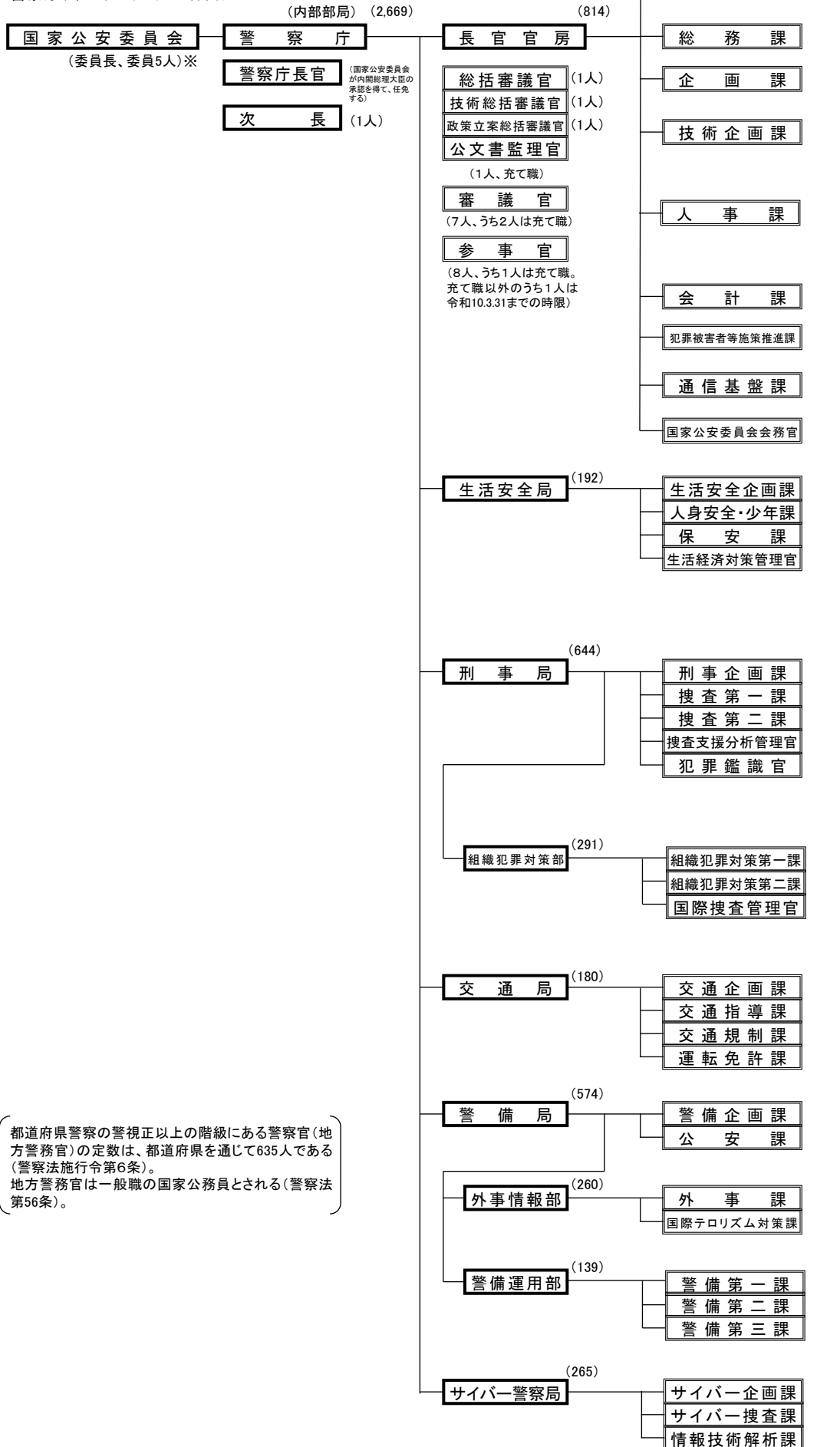
公正取引委員会 (995)注:委員長及び委員4を含まない数

(995) (内部部局) ©(111)

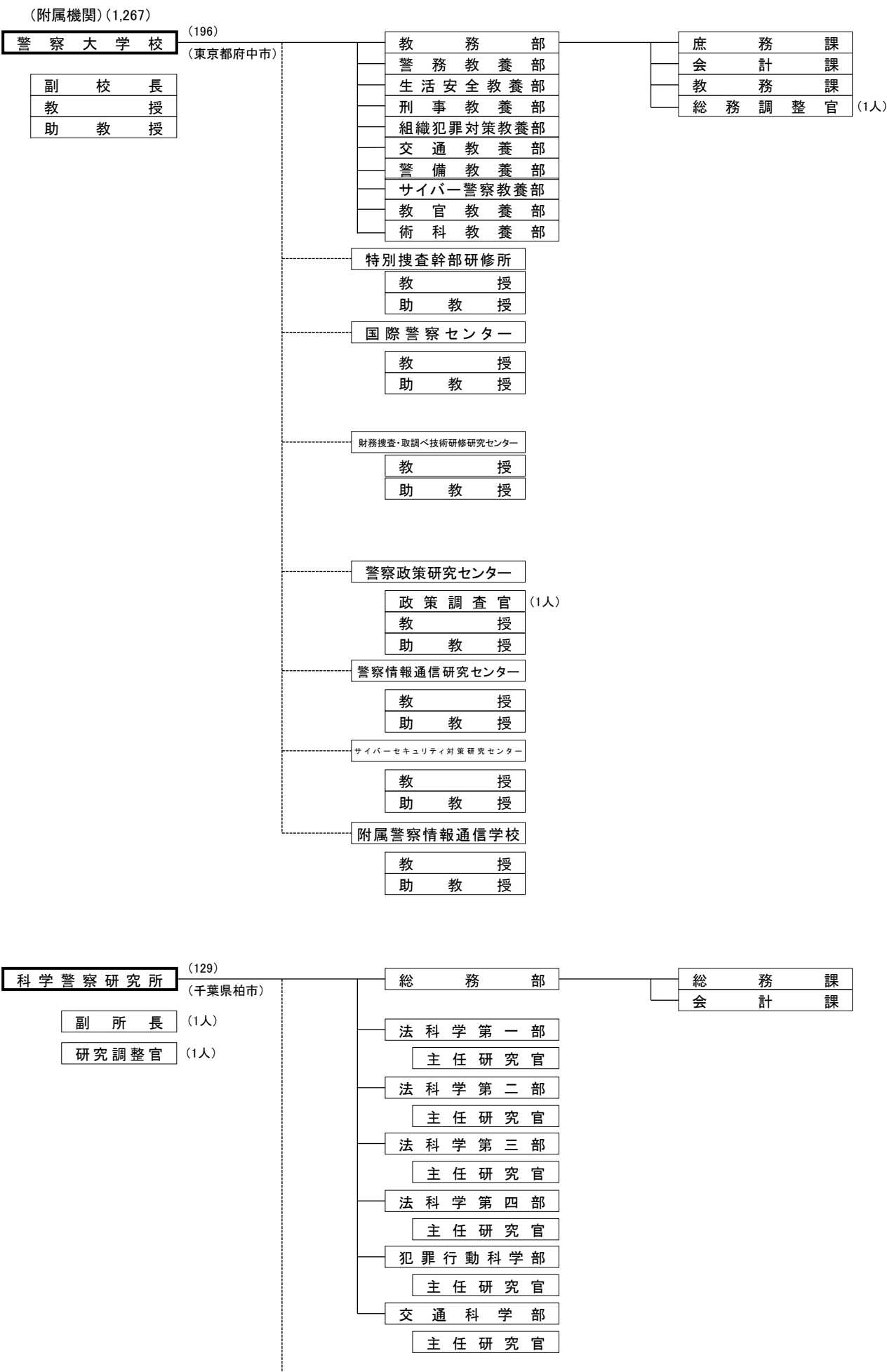


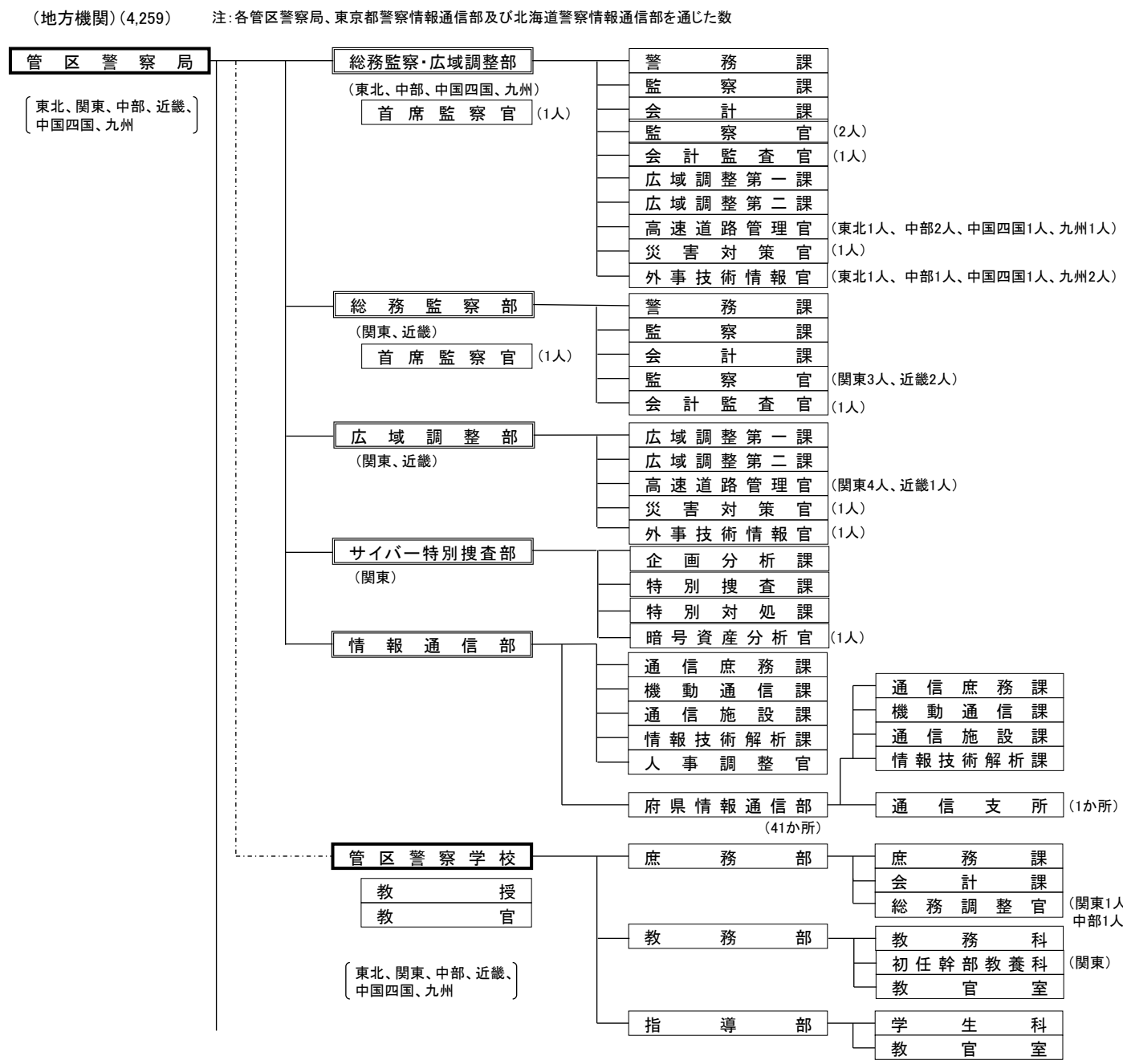
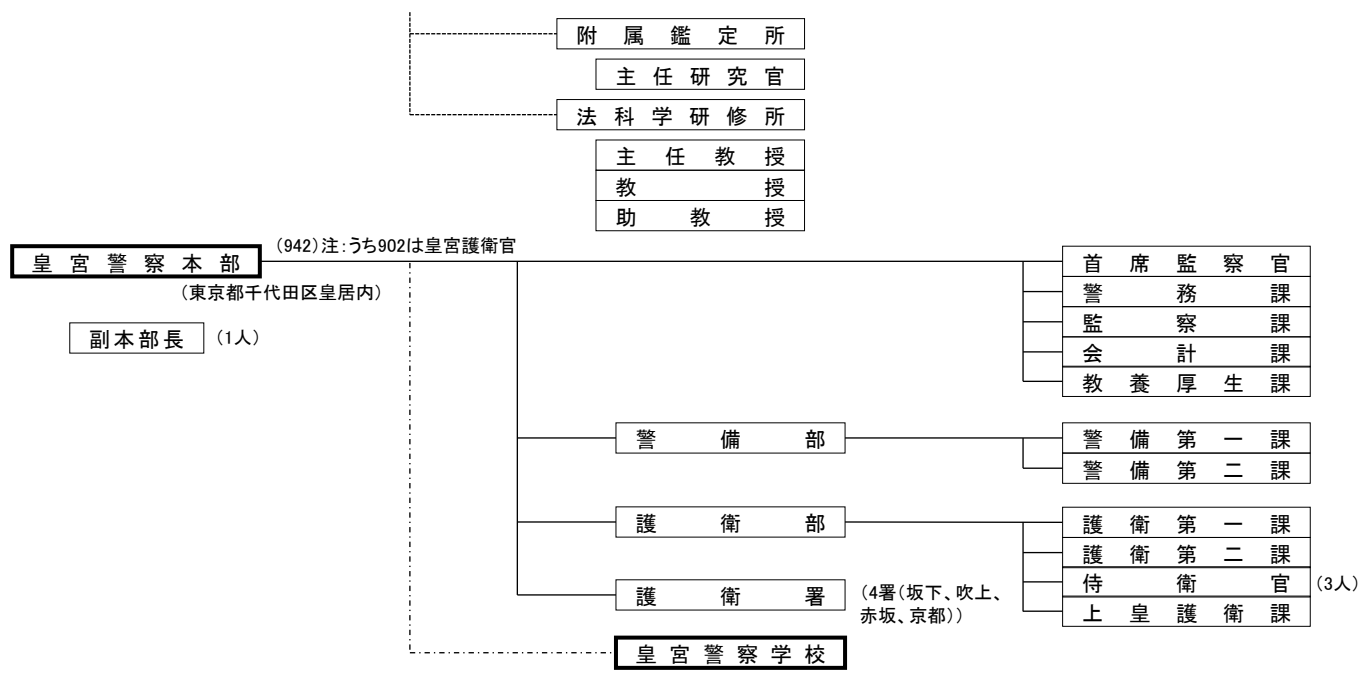
国家公安委員会 (8,830) 注:うち635は地方警務官 注:委員長及び委員5を含まない数

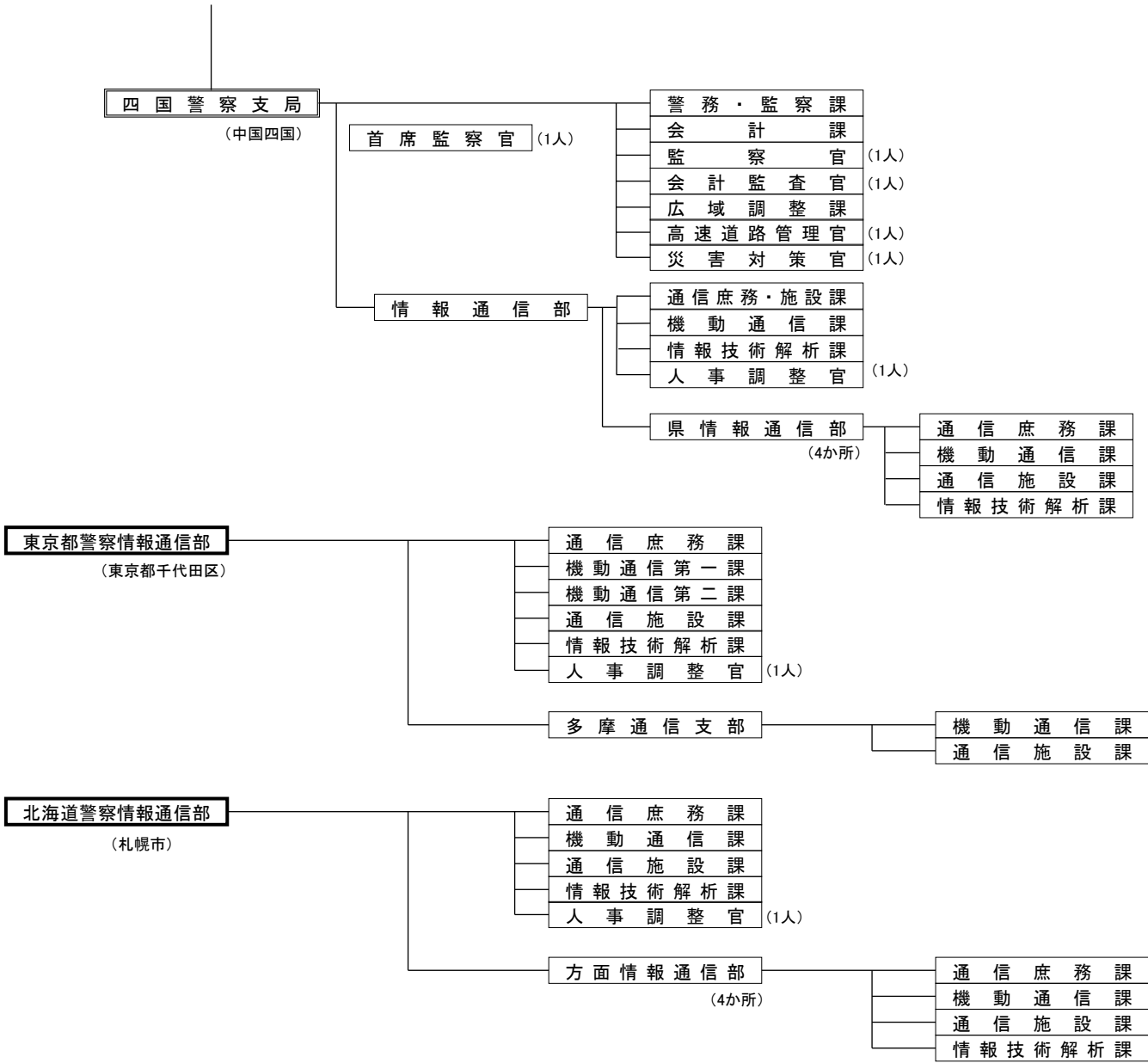
警察庁 (8,195) 注:うち2,466は警察官



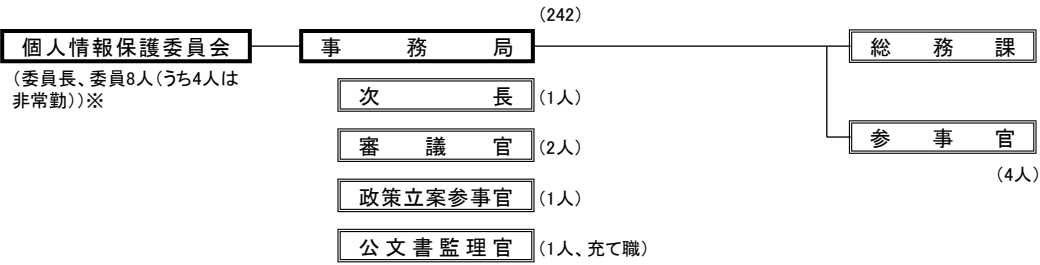
都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官(地方警務官)の定数は、都道府県を通じて635人である(警察法施行令第6条)。
地方警務官は一般職の国家公務員とされる(警察法第56条)。







個人情報保護委員会(242)注:委員長及び常勤の委員4を含まない数



カジノ管理委員会

(168)注:委員長及び常勤の委員2を含まない数

カジノ管理委員会
(委員長、委員4人(うち2人は非常勤とすることができる。))※

事務局
次長 (1人)

(168)

総務企画部
公文書監理官
(1人、充て職)

(53)

監察官
総務課
企画課
依存対策課

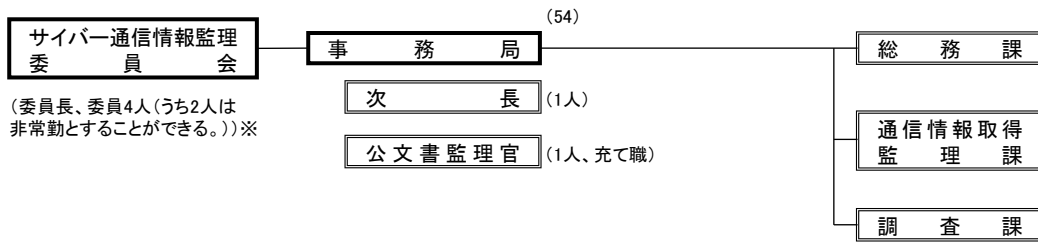
(1人、検察官をもって充てられるものとする。)

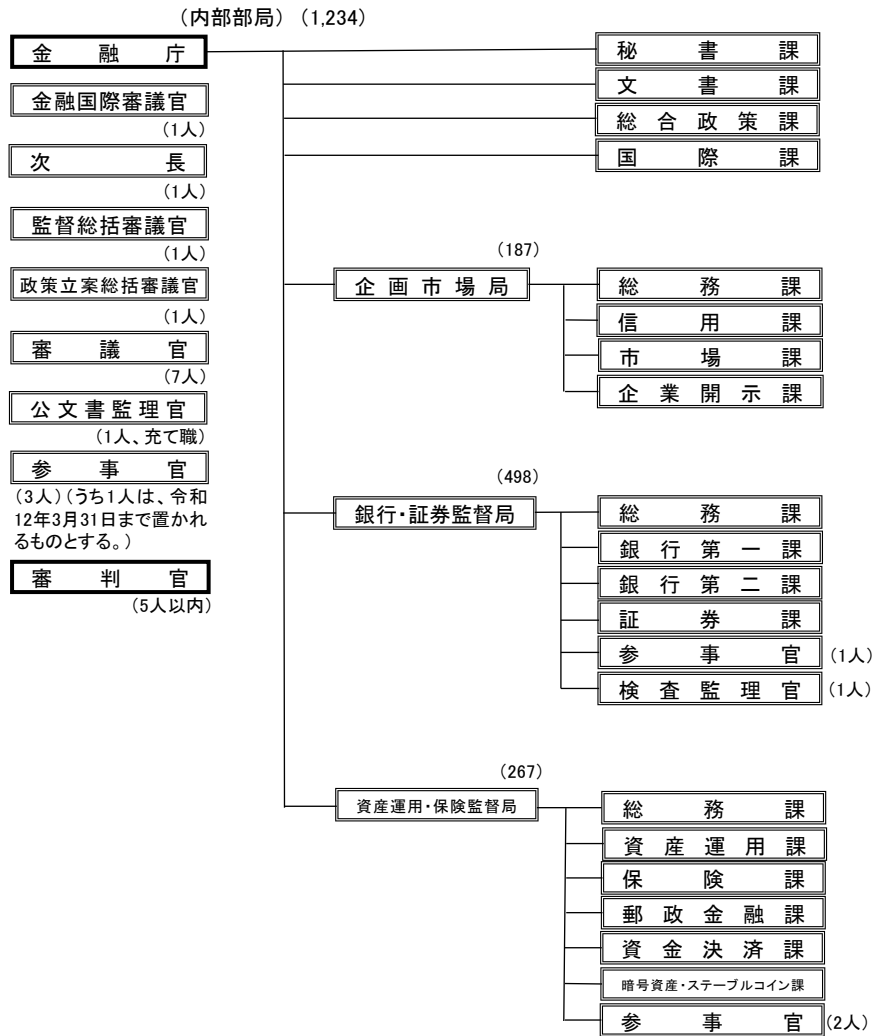
監督調査部

(109)

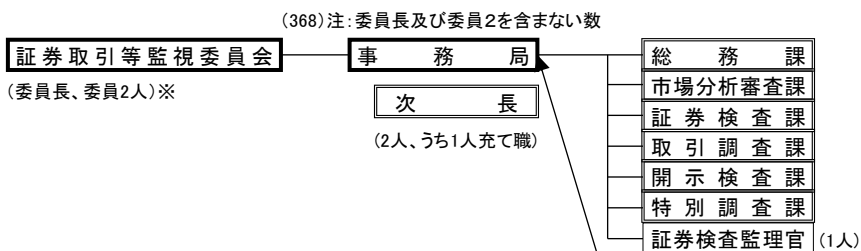
監督総括課
規制監督課
調査課
財務監督課

サイバー通信情報監理委員会 (54) 注: 委員長及び常勤の委員を含まない数



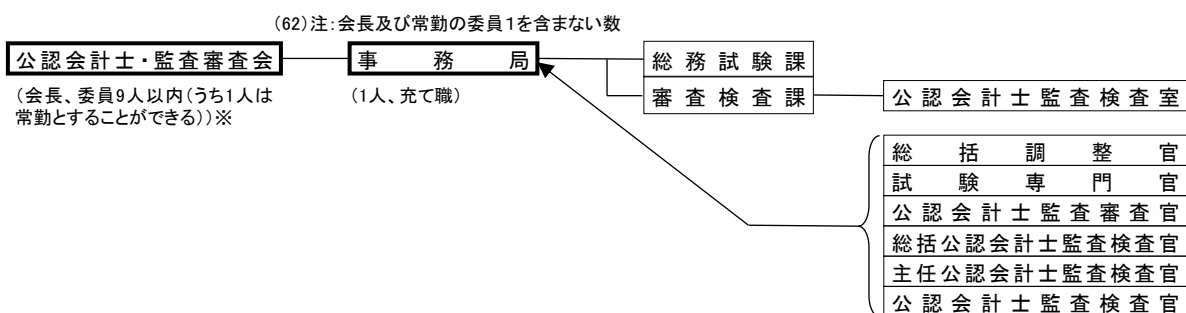


金 融 審 議 会



総 括 調 整 官	(1人)
主 任 情 報 技 術 専 門 官	(1人)
情 報 技 術 専 門 官	(4人)
主 任 証 券 取 引 審 査 官	(5人)
証 券 取 引 審 査 官	(51人、うち30人充て職)
イ ン タ ー ネ ッ ト 審 査 官	(7人)
主 任 国 際 専 門 審 査 官	(1人)
国 際 専 門 審 査 官	(4人)
統 括 検 査 官	(5人)
特 別 検 査 官	(23人)
専 門 検 査 官	(13人)
証 券 検 査 官	(155人、うち108人充て職)
統 括 調 査 官	(3人)
総 括 証 券 調 査 官	(2人)
主 任 証 券 調 査 官	(16人)
証 券 調 査 審 理 官	(1人)
証 券 調 査 官	(179人、うち124人充て職)
証 券 調 査 指 導 官	(2人)
特 別 調 査 管 理 官	(1人、充て職)
統 括 特 別 調 査 官	(2人)
主 任 証 券 取 引 特 別 調 査 官	(15人)
証 券 取 引 特 別 調 査 官	(320人、うち278人充て職)
主 任 国 際 専 門 調 査 官	(1人)
国 際 専 門 調 査 官	(2人)

自動車損害賠償責任保険審議会



金 融 機 能 強 化 審 査 会

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律
施行令第34条の2に規定する日までの間、置く)

企 業 会 計 審 議 会

(特 別 の 機 関)

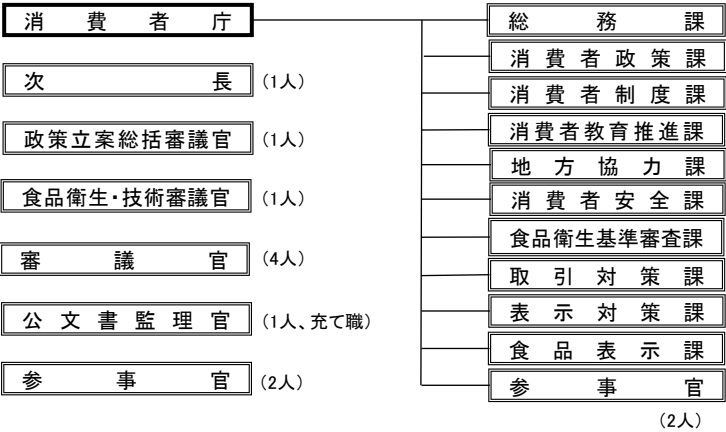
事業性融資推進本部

本 部 長 (内閣府設置法第11条の特命担当大臣をもって充てる)

本 部 員 (次に掲げる者をもって充てる。①法務大臣、②財務大臣、③農林水産大臣、④経済産業大臣、⑤①～④のほか、本部長以外の国
務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者)

消費者庁 (489)

(内部部局) (489)

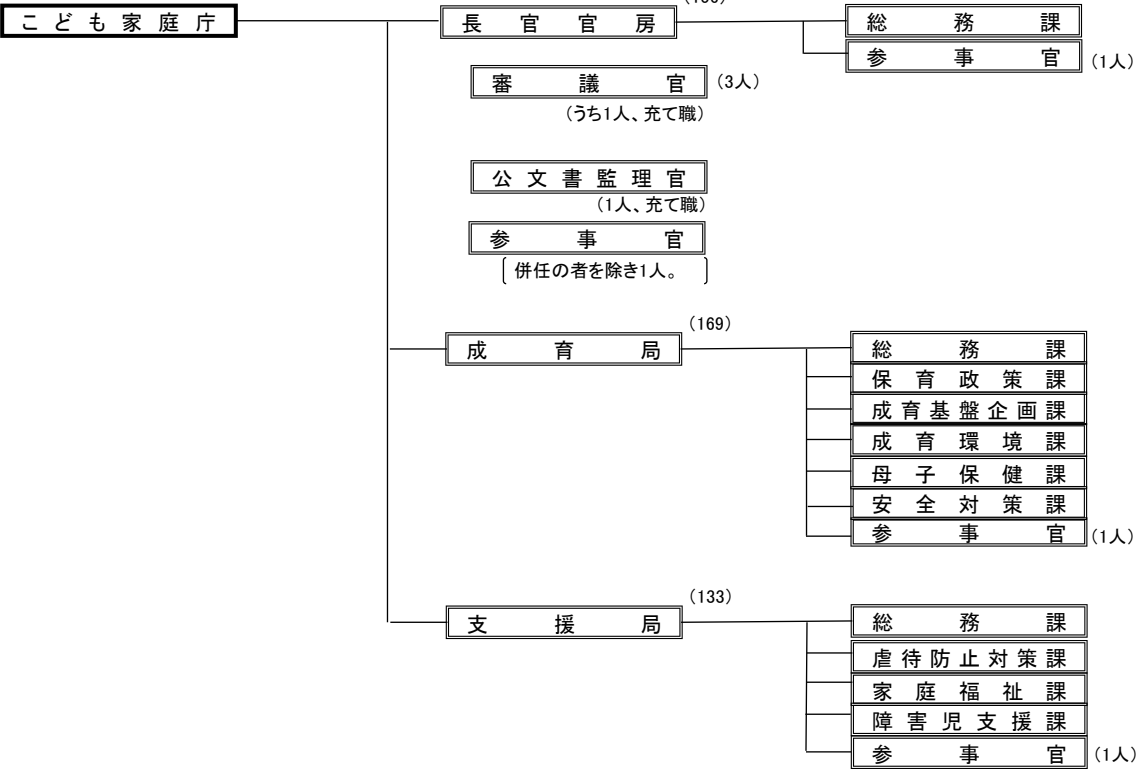


(審議会等)

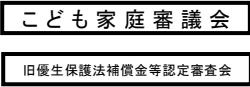
- 食品衛生基準審議会
- 消費者安全調査委員会
- 消費者教育推進会議

こども家庭庁 (548)

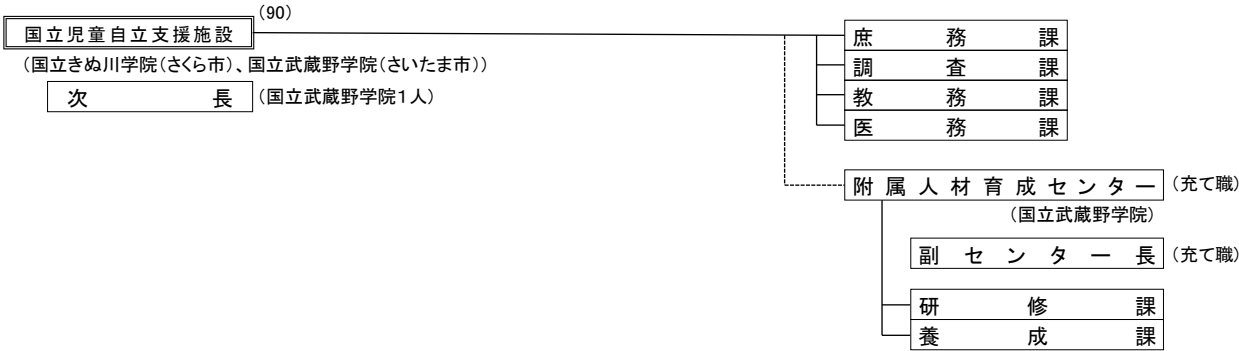
(内部部局) (458)



(審議会等)



(施設等機関) (90)



(特別の機関)

